

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.243

令和4年10月11日

友人に誘われ海外業者に暗号資産を預けたが、出金しようとするすると税金や手数料を何度も請求され引き出せない。対処法は...

## 相談内容

【相談者 40代 男性】

SNSで知り合った友人に儲かると誘われ、国内のA社で100万円分の暗号資産を購入し、海外の暗号資産交換業者に送金しました。ネットで確認すると資産が増えていたので出金したいと申し出たところ、税金10万円を請求され送金しました。その後さらに手数料7万円を請求され、本当に出金できるか不安です。どうしたらよいでしょうか...

## 対処方法

この相談のように、「SNSなどで知り合った相手から暗号資産への投資を勧誘され送金したが、税金などを請求され出金できなくなった」など、SNSやマッチングアプリをきっかけとした暗号資産のトラブルが寄せられています。また、友人や知人から「暗号資産で儲かる。人を紹介すれば紹介料も入る」と勧誘されるケースも見られます。

○ 相談者には、詐欺的な投資の可能性が高く、これ以上送金しないよう助言し、金融庁の相談機関を案内しました。

○ 暗号資産の投資を勧める相手からの勧誘をうのみにしないでください。

SNSやマッチングアプリなどで知り合った相手から暗号資産の投資を勧められた際は、まずは詐欺的な投資話を疑ってください。また、友人や知人から勧誘された際は、人間関係と投資を切り分け冷静に判断してください。

暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。暗号資産交換業の登録業者か確認し、無登録業者とは取引しないでください。

暗号資産の取引・契約内容やリスクを十分に理解できなければ契約をしないでください。暗号資産は価格が急落して損をする可能性があります。

○ 万一トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターに相談してください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや!)」)



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890